

平成24年度千葉市防災会議 会議録

1 開催日時 平成25年1月28日(月) 15:00～16:15

2 開催場所 千葉市役所8階 正庁

3 出席者

(1) 千葉市防災会議委員 63名

会長 千葉市長 熊谷 俊人

防 災 会 議 出 席 者				
No	条例第3条第5項の区分	機関名	職名	氏名(敬称略)
1	第1号委員 【指定地方行政機関の職員】	関東財務局千葉財務事務所	総務課総務係長	土岐 啓元 (代理)
2		関東農政局千葉地域センター	統括管理官	山根 久男 (代理)
3		関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	齋藤 隆 (代理)
4		第三管区海上保安本部千葉海上保安部	千葉海上保安部長	小島 良二
5		銚子地方気象台	次長	田中 敏晴
6		関東地方整備局千葉国道事務所	防災情報課長	高浦 敏功 (代理)
7		千葉労働基準監督署	署長	稲垣 寛孝
8	第2号委員 【千葉県知事の部内の職員】	千葉県防災危機管理部	次長	石井 清孝
9		千葉県千葉土木事務所	所長	安室 和宏
10		千葉県千葉港湾事務所	所長	土屋 謙
11		千葉県水道局千葉水道事務所	次長	伊藤 正巳 (代理)
12	第3号委員 【千葉県警察官】	千葉県警察	千葉市警察部総務課長	小林 秀樹 (代理)
13			千葉中央警察署警備課長	本間 充 (代理)
14			千葉東警察署警備課長	神谷 直樹 (代理)
15			千葉西警察署警備課長	山口 直昭 (代理)
16			千葉南警察署警備課長	丹治 次郎 (代理)
17			千葉北警察署警備課長	武内 光彦 (代理)
18	第4号委員 【市長の部内の職員】	千葉市	副市長	藤代 謙二
19			副市長	徳永 幸久
20			総務局長	平賀 周
21			総合政策局長	花島 孝行
22			財政局長	穴倉 輝雄
23			市民局長	金親 芳彦
24			保健福祉局長	生田 直樹
25			こども未来局長	河野 正行
26			環境局長	山田 和雄
27			経済農政局長	渡部 淳嗣
28			都市局長	鈴木 達也
29			建設局長	中台 公明
30			水道局長	高橋 澄夫
31			経営管理部長	松山 瑞穂 (代理)
32			会計管理者	鈴木 英一
33			中央区長	志村 隆
34			花見川区長	島田 幸昌
35			稲毛区長	-
36			若葉区長	岩成 一弘
37			緑区長	大野 恵助
38	美浜区長	土屋 稔		

39	第5号委員 【教育長】	千葉市教育委員会	教育次長	小池よね子	(代理)
40	第6号委員 【消防長及び消防団長】	千葉市消防局	消防長	石井 幸一	(代理)
41		千葉市消防団	団長	白井 正巳	
42	第7号委員 【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	日本郵便株式会社千葉中央郵便局	局長	桜井 千也	(代理)
43		東日本旅客鉄道株式会社	千葉保線技術センター所長	大福 良二	
44		東日本電信電話株式会社千葉支店	設備部災害対策室長	関根 和	
45		日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課救護係長	柴崎 孝幸	
46		日本放送協会千葉放送局	放送部長	藤本 徳明	
47		日本通運株式会社千葉中央支店	-	-	
48		東京電力株式会社千葉支社	配電保守技術グループマネージャー	間宮 政之	
49		東京ガス株式会社千葉支社	支社長	中村 光伸	
50		千葉ガス株式会社	取締役技術部長	宮木 修	
51		大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	所長	今関 豊	
52		東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所	-	-	
53		京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	内藤 孝行	
54		千葉都市モノレール株式会社	専務取締役	栗原 裕夫	
55	社団法人千葉県トラック協会	専務理事	西川 茂雄		
56	社団法人千葉県バス協会	事務局長	青塚 栄二		
57	千葉テレビ放送株式会社	取締役放送本部長	篠塚 泉		
58	株式会社ベイエフエム	取締役技術業務局長	上埜 嘉雄		
59	社団法人千葉県エルピーガス協会	事務次長	藤森 和弘		
60	第8号委員 【市長が必要と認めるもの】	社団法人千葉市医師会	-	-	(代理)
61		陸上自衛隊高射学校	企画室監理班長	梅木 知克	
62		千葉市町内自治会連絡協議会	副会長	小川 善之	
63		千葉商工会議所	常務理事	北山 洋一	
64		社団法人千葉市歯科医師会	-	-	
65		社団法人千葉市薬剤師会	理事	石井 義洋	
66		一般社団法人千葉市建設業協会	防災担当副会長	西原 在弘	
67		千葉市女性団体連絡会	会長	仙波 慶子	
68	公益社団法人千葉県看護協会	専務理事	山木 まさ		

(2) 事務局 4名

危機管理課 大麻危機管理監・鴻崎課長補佐・田中主査・高柳主任主事

4 会議形態

公開会議(傍聴者2名)

5 議事

- ・議題 千葉市地域防災計画の見直しについて
- ・その他

6 議事の概要

- ・議題

(1) 千葉市地域防災計画の見直しについて

ア 事務局から、地域防災計画の変遷について説明があった。

イ 事務局から、地域防災計画見直しの背景について説明があった。

ウ 事務局から、地域防災計画見直しの基本方針について説明があった。

エ 事務局から、地域防災計画の見直し内容について説明があった。

(2) 議案の承認

今回提示された千葉市地域防災計画の修正素案について承認を得た。

・その他

委員から、要望や提案等の発言があり意見交換を行った。

(1) 東京ガス(株)千葉支社より意見があった。

ア 災害時にライフラインに関する情報を千葉市の HP に掲載してほしいと要望があった。

市長から、緊急時には、被災者が必要としている情報を市と事業者、お互いに公開しなければならないと考えている。これは我々との事前の協議により適切に公開することは出来ると思う。出来る限り対応していきたいと回答した。

イ BCP を実効性のあるものとするため、通信や照明、空調など最低限の機能を維持し、電源や熱源の多重化や停電時でも使用可能な設備の導入などエネルギーセキュリティの向上に努めてもらいたいと要望があった。

事務局から、非常に重要であると認識しており、危機管理センターの整備の中でバックアップ体制についても合わせて検討させてもらうと回答した。

ウ 専門のワーキンググループ等を設置してもらいたいと要望があった。

市長から、本会議以外の他の機会でも意見交換を行い、深掘りしていきたいと回答した。

(2) 日本放送協会千葉放送局より意見があった。

ア 紙の削減のため、情報の伝達にはメールを使用した方が良いとの意見があった。

市長から、県で取り組まれているメーリングリストについて十分に参考にさせてもらうと回答した。

イ 防災関係機関のメーリングリストを作成してみてもどうかとの提案があった。

市長から、関係機関との適切な情報共有のあり方については今後も意見を頂きながら取り組んでいくと回答した。

7 会議録

事務局（危機管理課課長補佐）

ただいまから、千葉市防災会議を開催します。本日、5名の委員から欠席の連絡を頂いており、68名の委員の内63名が出席ということで、半数以上の出席が確認できましたので、千葉市防災会議運営要綱第3条第2項の規定により本会議は成立するものとします。

本日の会議は千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開しております。

初めに、千葉市防災会議会長である熊谷市長よりご挨拶申し上げます。

議長（熊谷市長）

忙しい中、集まっていたいただきありがとうございます。

東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしております。千葉市でも液状化の被害を含め、甚大な被害を受け、美浜区でも災害救助法が適用を受けました。千葉市では昨年の9月に道路、下水道、公園などの災害復旧工事は完了しておりますが、その事業費は約55億円に達しました。我々は震災を踏まえ、様々な見直しを進めてまいりました。津波避難ビルの指定、液状化対策推進委員会による液状化の調査、再液状化の防止策の検討、また、JR千葉駅や海浜幕張駅においては帰宅困難者対策協議会なども設置しました。さらに地域の人達による自主的な避難所運営を目指すために避難所運営委員会も設けてきております。

我々は東日本大震災の教訓を踏まえ、いくつかの基本方針を持っております。一つ目として震災の教訓を踏まえ、より実効性のある計画にする。消防や道路部隊などは緊急時においても稼働することが出来たが、中には決められたマニュアル通りに動くことが出来なかった部局もあり、また、誰が具体的にどの役割を担うのかということが不明確で、初動が少し遅れました。このような経験からマニュアルをマニュアルで終わらせず、具体的な行動に移せるマニュアルにしていきたい。

また、帰宅困難者の対策についてはまだまだ検討が甘かったと考えております。東日本大震災では東京から帰宅される人が多数おり、特に大きな二次災害は起きなかったものの、仮に首都圏でこのような事態が起きた場合は、帰宅せずにその場に止まった方が安全であるといった情報を市民や通勤・通学の方々に周知等がなされていなかった反省があります。このような震災の教訓を踏まえ、実効性のある計画の中で見直しを進めていきたいと考えます。

二つ目に津波や複合災害などあらゆる災害を考慮した計画にする。想定外という言葉が許されないことは、震災の教訓として受け止めております。東京湾内湾に位置する千葉市は大きな津波は来ないかもしれないが、市民の不安に対して答えていかなければならないという意味でも、津波対策に取り組む必要があります。また放射性物質の問題も今回の教訓であり、私自身は事務局側に富士山の噴火にも備えたほうが良いと伝えている。そういった意味で想定外の事態に対する基本的な考え方を整理しておくことが必要であります。

三つ目に最小限の被害に留める減災の考え方を取り入れること。災害を全て防ぐことは現実的に不可能であるため、起きた災害をいかに少ない被害に留める減災の考え方のもと、出来ることを積み重ねていく考えであります。

四つ目に自助・共助・公助の視点から役割分担を明確にする。大規模災害が発生した際、我々の実行可能な範囲を事前に、市民へ伝えなければならないと考えています。私は阪神淡路大震災のときには、神戸市に住んでいましたが、その際、レスキューが建物の崩壊現場までなかなか辿り着けない状況であり、地域の助け合いにより助かった人が多かった。実際、災害が発生しない限り、行政機関が全てやってくれるのではないかと考えた考え方を持つ人が多い。そういった意味で自助・共助・公助の役割分担を明確にしておくことが重要であります。この観点に立ち、我々のやるべきこと、市民や自治会の共助でどういったことを担うのか、そのことが市民の安全・安心につながるというこ

とも合わせて明確にしていきたいと考えております。

五つ目に今年度より開始された千葉市の新基本計画に基づき、10年後20年後を見据えた災害に強いまちづくりの推進していく計画とする。時が経つにつれ、都市の構造等も変わり、また少子高齢化も本格化してくるため、それらを見据えた計画にしなければならないと考えております

六つ目に国や県の基本方針や関係法令の改正との整合性を図るということで、国や県、関係機関との連携を密にできるよう事前の調整や連携の方向付けを行っていきたいと考えており、どうぞ、忌憚のないご意見をたまわりたいと思っております。また、今後も不断の防災計画の見直しが必要なので折にふれてご意見を頂戴してまいりたいということをお願いして、私からの冒頭のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（危機管理課課長補佐）

配布資料について説明

議長（熊谷市長）

それでは規定に従い議長を務めさせていただきたくのでご協力よろしく申し上げます。議事に入らせていただきます。まず、千葉市地域防災計画に見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（危機管理監）

千葉市危機管理課の大塚と申します。それでは千葉市地域防災計画の見直し案についてパワーポイントを使って説明します。よろしく申し上げます。

まず、本市の地域防災計画の変遷ですが、本市の地域防災計画は、昭和36年11月に制定された災害対策基本法に基づき、昭和38年10月に策定いたしました。昭和59年に地震対策編を、昭和62年に風水害等編を、平成12年に大規模事故災害対策編を作成し、平成22年に計画全体を共通編と災害応急対策編に再編しました。この間、国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合や社会情勢の変化等を踏まえながら必要に応じて修正してきております。今回、東日本大震災での課題等を踏まえた見直しを行っております。

今回の地域防災計画見直しの背景の一つとなりました、東日本大震災での本市の被害の主なものですが、3ページ目は美浜区にある市立稲毛高校のグラウンドの液状化の被害の状況です。4ページ目は、美浜区磯辺地区の住宅街の液状化の被害の状況で道路に、土砂が浮き出ています。5ページ目は美浜区海浜幕張地区の液状化の被害の状況で歩道のマンホールが浮き出ています。6ページ目は、福島県の津波の被害の状況で千葉市の消防ヘリから撮影したものです。東日本大震災では、15時30分に東京湾内湾にも津波警報が発表されました。千葉市では、約1時間後の16時34分に第1波が78センチ、その後、18時18分に最大波93センチを記録しました。

次に帰宅困難者の状況です。写真は、3月11日の大地震直後の千葉駅周辺の状況です。

千葉市内でも多くの帰宅困難者が発生しました。約5,500人を61か所の避難所で受入れ、民間施設については、本市が設置した2つの駅周辺帰宅困難者対策協議会での聞き取りによると、千葉駅周辺で約2,000人、海浜幕張駅周辺で約4,000人を受入れていただきました。

次に、千葉市の被害状況です。人的被害ですが、死亡0人、重症2人、中等症4人、軽症10人です。住宅被害では特に美浜区では液状化現象により住宅が傾くなどの被害が発生しました。23年3月24日には美浜区が災害救助法の適用を受けました

次に、公共施設等被害状況です。道路約44km、橋梁7橋、下水道約7km、公園等75公園、学校150校、保育所15所、液状化による土砂が約8,740m³、そのほか、市役所、区役所等で被害が発生しました。その他、停電148件、ガス供給停止214件、水道の断、減水が約12,000戸発生しました。これらは、1週間以内にすべて復旧しました。

今回の地域防災計画の見直しの背景として、千葉市では、最大震度5強を記録し、液状化の被害や帰宅困難者が多数発生しました。

今回の見直しにあたっては、東日本大震災を踏まえた検証を行い、1 平時からの地域における協力体制の構築、2 市民、事業者、行政等が一体となった防災体制の構築、3 災害による被害を最小限に抑える減災対策の推進の以上3つの視点を取り入れ見直しを行いました。なお、今回は、「共通編」と「災害応急対策編の地震対策計画」を重点的に見直しを行っております。

見直しの基本方針です。今回の見直しでは、東日本大震災での津波避難、避難所の開設・運営、情報提供、支援物資や燃料の確保、要援護者への配慮などの課題を踏まえ、次の6つの基本方針により修正を行っています。1 実効性のある計画、2 あらゆる可能性を考慮した計画、3 「減災」の考え方の取り入れ、4 自助、共助、公助の視点での役割分担の明確化、5 災害に強いまちづくりを推進した計画、6 国や県の基本方針や関係法令等との整合性です。

まず、方針1 東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある計画とする。東日本大震災では、特に初動期における対応に混乱があったことから、事務分掌を見直し責任を明確にすることで、災害発生直後から自発的に迅速・的確な対応ができる体制を構築します。方針2 津波や複合災害などあらゆる可能性を考慮した計画とする。国の中央防災会議でも、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきと報告されており、本市においても、これまで浸水域として想定していなかった津波対策や、同時発生する複合災害などへの対策も考慮しました。また、東日本大震災では行政自体が甚大な被害を受け、機能できなかった地域もあり、他市等からの支援を受け入れる受援体制の検討も行いました。次に、方針3 最小限の被害にとどめる「減災」の考え方を取り入れるです。大規模災害時には、被害を完全になくすことは不可能であるため、被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れました。次に、方針4 自助・共助・公助の視点から役割分担を明確にする。大規模災害時には、行政による公助には限界があり、市民の皆様は自らの生命を自ら守るための行動をとる必要があることを踏まえ、自助・共助・公助それぞれの役割を明確にすることとしました。次に方針5 千葉市新基本計画に基づく「災害に強いまちづくり」を推進した計画とします。千葉市新基本計画の、「市民の安全・安

心を守る」防災対策の推進、防災体制の充実などに位置付けています。方針6 国・県の基本方針や関係法令の改正との整合性を図ります。東日本大震災の教訓を踏まえた、新たな法律等の制定や、関係法令の改正を踏まえ、国・県の動向を注視し見直しを行いました。

続いて、地域防災計画の構成です。「共通編」・「災害応急対策編」・「資料編」の3編で構成されます。被害を最小限にするために、災害発生前におこなう対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・地域、事業者、行政の応急活動を示した「災害応急対策編」、地域防災計画に関連する参考資料をまとめた「資料編」で構成されています。

それでは、個々の編毎の見直しについて、ご説明いたします。まず、共通編の見直し内容についてです。首都圏での地震の切迫性ですが、平成24年12月21日に政府の地震調査委員会が2年ぶりに、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる地域の確率を推計して公表しました。確率が最も高かったのは静岡市の89.7%、千葉市で75.7%など確率が大幅に上がりました。

計画上の前提条件については、基本的には、想定地震の見直しは今回は行いません。しかしながら、津波の想定は、千葉県の津波浸水予測図を参考に、万一の想定として、東京湾口に10mの津波が到来した場合の前提条件で対策を盛り込むこととしております。絵にもあるように、東京湾口10mの津波が到来した場合、千葉市は東京湾の内湾に位置し、湾の形状や水深の関係で、津波が減衰することとなり、中央区で最大2.9m、美浜区で2.5mが想定されております。

次に、重点見直し項目です。1 防災体制の整備、2 防災行動力の向上、3 安全で災害に強いまちづくりの推進、4 液状化対策、5 災害時要援護者の安全確保などの項目を重点的に見直しを行っております。

防災体制の整備は、災害発生時に、市民の生命を守り、被害を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関及び市民、事業所等の各レベルで、迅速な防災活動を開始するための組織をあらかじめ整備します。併せて、ボランティア活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、ボランティア意識の育成に努めることとします。平成23年7月総務局に危機管理課と防災対策課を設置し組織の改編を行い、ポートサイドタワーへ災害対策本部のバックアップ機能を位置づけました。

多様で多重化した情報連絡体制の確保を追加についてです。情報連絡機器の特性を踏まえた整備を推進し、多様で重層的な情報連絡体制を確保する。防災行政無線の拡充や地域防災無線を拡充するほか、災害情報共有システムを整備することとしました。

災害情報共有システムは、災害関連情報の一元管理と一括配信するシステムで、災害対策本部での意思決定を迅速に行い、市民の皆様に対して災害情報や避難勧告等の情報を速やかに伝達するものです。また、災害対応体制に円滑に移行できるよう、常設の危機管理センターを整備することも盛り込みました。

防災行動力の向上です。自助・共助の考え方を広め、市民の防災意識を高めること、平時の備えについて、公助として普及啓発を進めることなどを追加するとともに、自助の取り組みや共助の取り組みを追加しました。

自助の取組として、家庭内備蓄の推進、食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備を日ごろから備えること、津波に対する知識の普及として、ア地震・津波に関する正確な知識、イ津波避難行動に関する知識、ウ地震、津波への備えや帰宅困難者になった

場合の心得の啓発、災害用伝言ダイヤル等安否確認の方法等、平常時の備えについて周知してまいります。

共助の取組として、自主防災組織の育成・支援、地域防災ネットワーク作りの促進、避難所運営委員会の設置・促進、災害発生時に市民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営を行う体制を整備することとしました。次に、安全で災害に強いまちづくりの推進です。市街地整備基本計画に基づいて、良好な市街地の形成を進める。これにより、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぎ、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新を図るなど「安全で災害に強いまちづくり」を推進します。

建築物の耐震化促進計画に関する法律に基づき、千葉市耐震改修促進計画を定め、平成27年度までに、耐震化率90%にすることとしており、想定される地震による死者数、経済被害の半減を目的としています。千葉市耐震改修促進計画に基づいた、緊急性の高い建築物、教育施設、災害拠点病院の耐震化などを本地域防災計画へ明確に記載し、耐震化の早期実現に向けた、位置付けをすることとしました。道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに多重化による代替性を確保するため道路ネットワークの強化を図るなど災害に強い道路の整備に努めることとします。

次に、液状化対策です。地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、東日本大震災の被害実態を精査し、千葉県東方沖地震、阪神・淡路大震災における現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討してまいります。また、液状化現象により大きな被害を受ける可能性がある施設の対策については、九都県市での共同研究成果、公共工事等で使用される工法を考慮した対策を検討するものとします。

液状化対策の広報・周知です。「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」などを用いて、市民にわかりやすく広報・周知するとともに、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるために重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持っていただけるような施策を推進することなどを追加しました。さらに、市民が、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発することを追加しました。

液状化被害における生活支援です。液状化現象は、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となるため、高齢者や障害者等の災害時要援護者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することを考え、在宅の災害時要援護者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進することを追加しました。

次に、災害時要援護者の安全確保です。東日本大震災においては高齢者や障害者など災害弱者と言われる方々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等をふまえ、高齢者、障害者のほか、乳幼児、妊産婦などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図ります。

災害時要援護者の支援策を具体的に定めている千葉市災害時要援護者支援計画の内容に沿って、災害時要援護者名簿の整備、避難支援体制の整備、避難場所・避難所等の整備

に関する地域防災計画の内容を更新しました。

この千葉市災害時要援護者支援計画は平成22年3月に策定したもので、今回の見直しに反映させております。

災害時には地域で安否確認や避難支援に取り組むために、災害時要援護者支えあいカードの作成を促進することとしています。また、これらの方々に配慮できるよう福祉避難室や拠点的福祉避難所等の体制の整備を進めています。

次に、災害応急対策編の見直し内容です。重点見直し項目です。1 災害対策本部の設置・運営、2 職員の配置や災害対応業務、3 情報伝達、4 避難場所、避難所の運営、5 被害状況の把握、関係機関との情報共有・協力体制、6 自助・共助による防災体制の強化、7 津波対策の推進、8 物資の調達・輸送、9 帰宅困難者対策の推進などの項目を重点的に見直しを行っております。

次に、災害対策本部の設置・運営です。各部が独立し、それぞれが有機的につながる体制の構築、各部・各班の再編による役割の明確化、指揮命令系統の明確化と意思決定の迅速化、応急活動体制の区分を実態に合わせ見直しを行い、新たに動員の区分、動員の基本方針などを記載した職員配備計画を作成することとしました。

各局長や各区長は、あらかじめ配備体制ごとの配備計画を作成し、また、配備計画については、平常時から所属内の職員に対して、周知徹底を図るとともに、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正して、関係職員に対してその旨の周知を図ります。

配備要員数の%の表示を、職員参集基準に修正し、配備要員数は、所掌事務を勘案し、各部で定めることとしました。実動に合わせた配備体制です。また、全職員による災害対応体制を、震度6強以上から震度6弱以上に修正しました。

次に職員配置や災害対応業務の分担です。東日本大震災以降、各局班の所掌事務の迅速かつ的確な実施を目的として、班ごとに災害時行動マニュアルを整備しました。なお、マニュアルは人事異動、地域防災計画の見直し等状況の変化など毎年度検討を加え、必要に応じて更新を行うこととします。また、「共通編」で部門計画やマニュアルを定めることを位置付け、地震対策計画で、職員配置計画の作成を義務づけました。

次に情報の伝達です。情報伝達の手段として、従来の防災行政無線やメール、広報車に加え、市域の地形的状況や建築物の構造上の特性、有効性を勘案して、インターネット等多様なメディアを使用した重層的な伝達手段として、ちばし災害緊急速報メール、ちばし安全・安心メール、ホームページやツイッター、SNS等の活用を追加します。また、協定等による、ラジオ・テレビ等のメディアを活用した広報を拡充します。

なお、インターネット等を利用できない方や要援護者などへの伝達手段として町内自治会への回覧・掲示要請を行うこととします。

避難場所、避難所の設置・運営です。求められる機能を整理し、適切な避難場所を設定します。津波避難ビルを52か所指定しております。津波避難ビルは津波被害からの一時避難施設であることから、津波警報等の発表に伴い、市の開設を待たずに避難を開始することができる反面、津波警報等の解除後には津波避難ビルに留まることはせず、別に開設する避難所等に移動することになります。市は市民の皆様に対し、津波避難ビルが他の災害に伴う避難所と異なる部分について、適切に周知を図ることとします。

拠点福祉避難所として、障害者施設 2 8 施設、高齢者施設 5 2 施設を指定しております。拠点福祉避難所は、緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする方を対象とし、市は、あらかじめ社会福祉施設等と協定を結び、拠点福祉避難所の指定に努めてまいります。

民間施設を活用した避難所としては、初めて私立高校、千葉明德学園と避難所利用の協定を締結しました。

また、避難所の開設・運営の考え方を整理し、避難所の開設・運営を市職員が開設・運営する場合と共助の観点から避難所運営委員会が開設・運営をする場合に拡充しました。

なお、被災者のプライバシーや安全の確保と併せ、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとししました。

次に被害状況の把握、関係機関との情報共有・協力体制です。災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となります。災害対策本部を中心とした情報連絡・共有体制の確立として、災害情報共有システムを利用した被害状況の収集・伝達を追加しました。

また、大規模地震時には、本市単独で対処することが困難な事態が想定されます。このために、あらかじめ関係機関と協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、応急対策活動を実施することとなっています。

今般、必要に応じて指定地方行政機関や県に対し、職員の派遣を要請することを明記し、指定地方行政機関の長や県知事に対する、職員派遣要請手続の明確化を図りました。また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとしします。

次に自助・共助による防災体制の強化です。避難所運営委員会の設置による運営の推進です。大規模災害時、避難所が開設される初動期は、行政の十分なサポートが困難となる可能性が高くなります。事前に避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった避難所運営委員会を設置し、災害発生時に市民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営を行う体制を整備してまいります。

次に自主防災組織の育成と現実に即した訓練です。市民自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置促進に努めます。また、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力の活用を図るとともに、十分な活動が可能なように各種資機材の整備に努めます。なお、迅速、的確な行動力を発揮できるよう、初期消火、避難、応急救護、応急給水、避難所運営等現実に即した継続的な訓練を積み重ね防災体制を強化してまいります。

次に、学校は、事前にとるべき措置として、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めることを追加しました。

津波対策の推進です。東京湾内での津波は、地形的にも、そして、水深、海岸保全施設等の整備状況等の物理的にも、東日本大震災の時の東北地方のような津波と異なりますが、万一の対策として、津波警報や大津波警報が発令された場合の高台避難や避難が困難な方々への緊急一次避難場所として津波避難ビルを位置づけるなど、津波に対する原則を記

載することとしました。

次に津波に関しては、減災や多重防御に重点を置き、人命を最優先とした対策を講じる。海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、市民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、県が整備する防波堤等の海岸保全施設のハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた津波対策を推進してまいります。

従来までの共通編の津波・高潮対策を津波災害予防対策へ別建てとして表記するとともに、公助の役割として、津波避難ビルの指定や津波ハザードマップの作成、津波に対する知識の啓発や防災意識の醸成を盛り込んでいます。

なお、災害応急対策編の地震対策計画には、津波避難計画として位置付け、津波の情報等の収集・伝達や避難勧告・指示等に関する対策、市民等の避難行動・避難誘導などを、新たに盛り込んでおります。

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要であります。そのため、市は、市民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等について、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとし、

避難方法については、津波発生時、家屋の倒壊や道路損傷等が発生するおそれがあり、自動車での避難は交通事故や渋滞による避難の遅れ、また、道路渋滞により陸間閉鎖に支障が生じるおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則としますが、災害時要援護者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行うこととしました。

物資の調達・輸送です。食料等の調達については、災害時要援護者、女性、食物アレルギー等への配慮を踏まえた上で、各事業所等との協定締結を促進し、物資の確保に努めることとします。また、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の供給協定の締結を推進してまいります。

生活救援対策として、飲料水や食料品の供給方法や緊急輸送体制を定めており、市による備蓄品や食料物資の供給に関する協定についても記載をしております。

また、緊急輸送体制では、車両の調達や燃料の調達、輸送拠点・集積場所等を定めている。

なお、千葉県石油商業組合千葉支部との協定に基づいた体制についても新たに追加しましたが、他の市内燃料供給業者との協定の締結も推進してまいります。

さらに、緊急輸送実施に当たり、可能な限り道路交通情報を収集し、緊急輸送車両に提供することとし、交通情報の収集は、県警察本部との連携を図ることを追加しました。

次に帰宅困難者対策の推進です。本市では、帰宅困難者対策について、民間事業者や交通事業者等と連携して実施することを基本としています。大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、市や県、民間事業者、交通事業者等を構成員とする駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討していきます。なお、市が設置した駅周辺帰宅困難者等対策協議会があらかじめ定めた情報連絡体制及び提供方法などについて、新たに追加することとしました。

一時滞在施設については、市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで指定します。民間施設については、市が事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定します。また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても協議してまいります。

一斉帰宅の抑制として、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、企業・学校などでの施設内待機、大規模集客施設や駅等における利用者保護などを新たに追加しました。

さらに、市の責務として、帰宅困難者等への情報提供を、ホームページ等を活用して行うことを新たに追加しました。

なお、一時滞在施設の開設、運営、案内、帰宅支援ステーションへの支援要請や徒歩帰宅者への情報提供など帰宅困難者の安全対策や徒歩帰宅の支援も新たに追加しました。

最後に、災害応急対策編の大規模事故災害対策計画のうち、新たに新設した、「放射性物質事故対策計画」の内容についてご説明いたします。

この計画は、千葉県放射性物質事故編の修正に留意し、本市での対策に位置づけを行っております。放射性物質事故対策は、1 基本方針、2 放射性物質事故の想定、3 放射性物質事故予防対策、4 放射性物質事故応急対策、5 放射性物質事故復旧対策の5節で構成しています。基本方針では、本市には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業所の立地はないが、医療機関や試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所が存在していること。また、隣接県には原子力事業所があるほか、核原料物質、核燃料物質の取扱いや原子力艦航行、核燃料物質や放射性同位元素等運搬時の通過が想定されること。また、東日本大震災による原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民生活、経済活動などに様々な影響が及んだことから本市としても本計画を定めることとしました。

なお、事故の想定としては、市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類や量から、大量の放射線が放出される事故の可能性はないが、地震、火災等の災害に起因する事故への対応を想定する。核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。隣接県に立地している原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定することとしています。

予防対策と応急対策について説明します。予防対策は、市内の放射性物質取扱事業所の把握、情報収集・連絡体制の整備、応急活動体制の整備、緊急時被ばく医療体制の整備、退避誘導體制の整備、防災教育・防災訓練の実施、市内事業所における事故予防対策を記載しています。また、応急対策は、事故に係る情報の収集・連絡、事業者による応急対策活動の実施、緊急時における放射線モニタリング等活動の実施、災害対策本部等の設置、防災関係機関との連携、避難等の防護対策、緊急輸送、広報相談活動、飲料水及び飲食物の摂取制限等、消防活動、広域避難者の受入れを記載しています。

予防対策では、市は、情報収集のため、夜間、休日を通じて、国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との情報収集・連絡体制を整備することや、必要に応

じての事業者による平時の放射線量の測定を明記しました。応急対策では、モニタリング活動の実施やモニタリング結果の広報、また、放射性物質放出に伴う市民に対する避難の措置などを明記するとともに、事業者の事故発生に伴う関係機関への通報や事業者による汚染の広がり防止等の必要な措置を講じることを明記しました。

予防対策のうち体制の整備についてです。応急活動体制の整備では、職員の応急活動体制について、大規模事故災害対策計画本編の体制とするとともに、防災関係機関との連絡体制や国、県その他の関係機関との連携を図ること、退避誘導體制の整備では、市は、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民や自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めること、医療体制では、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備すること。防災教育・防災訓練の実施では、防災関係職員への教育や市民に対する知識普及、関係機関と連携しての訓練実施を明記しました。

最後に復旧対策です。汚染された土壌等の除染等の措置としては、市は、国の指示、法令に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うことや、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うことなどを明記しました。また、風評被害対策としては、国の指示、指導または助言等に基づき、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制することを明記しました。廃棄物等の適正な処理については、国の指示又は助言等に基づき、汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう必要な措置を講じることを明記しました。

説明は以上でございます。

議長（熊谷市長）

ただいまの議案の説明について質問や意見はありますか。

委員特になし

議長（熊谷市長）

議題について、議案のとおり決定するものとしてよろしいですか。

委員了承

議長（熊谷市長）

それでは、議題「千葉市地域防災計画の見直し」については、議案のとおり決定いたします。今後は、2月1日から3月4日まで、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見を頂いていきます。このパブリックコメントの結果については、各委員様へは文書でお示しさせていただき、その時点で千葉市地域防災計画の決定日とさせていただきます。ただし、パブリックコメントの意見の中で、ご審議いただかなければならない内容が出された場合には、3月下旬ごろにもう一度防災会議を開催し、ご審議いただきますのであらかじめご了承いただきます。よろしいでしょうか。

委員了承

議長（熊谷市長）

折角の機会ですので、その他意見、要望等はございませんか。

委員（東京ガス㈱千葉支社長）

実効性のある計画ということが非常に重要であることは3.11の教訓から再認識しました。例えばその中で、震災が発生しライフライン事業者へ問合せが集中しました。電話もなかなかつながらず、事業者のホームページにもアクセスしづらい状況が発生し、お客様には迷惑をかけました。一部、市役所等に問合せを行った市民の皆様もいたと聞いております。緊急時においてライフラインに関する情報を様々な手段で入手できる環境の整備は重要なことと感じました。このことから災害時にライフラインに関する情報をぜひ千葉市のホームページにも掲載していただきたい。この件については、県あるいは他の市の防災計画においても同様をお願いをしています。

また、千葉市には様々な重要施設があると思います。我々エネルギー事業者の視点から言うと、災害時はエネルギーセキュリティーが非常に重要となってまいります。例えば、病院・避難所また今後建設予定である危機管理センター等については発災後も事業継続を行う重要な施設ということで、BCPを実効性のあるものにするためには、通信や照明、空調など最低限の機能を維持し、電源や熱源の多重化や停電時でも使用可能な設備の導入などエネルギーセキュリティーの向上に努めていただきたいと思います。

財源の問題等もあり早急な対応は難しいと思いますが、ぜひ中期的計画的に取り組んでもらいたい。

この他にもこのような大きな会議では発言しづらいこともあると思われるため、できれば別途に専門のワーキンググループなど設置して頂くなど検討していただけるとありがたい。

議長（熊谷市長）

確かに震災時にマイコンメーターが遮断され、その復旧に関してガス事業者に対する問合せが多くあったと思われる。緊急時において、これはガスの問題だから、などと言っている場合ではないため、被災者が必要としている情報は極力、お互いに公開しあう考え方が必要である。ライフライン事業者の市民に向けた必要な情報は、我々との事前の協議により適切に公開することはできると考えているため、今後可能な限り対応していきたい。

BCPのためのエネルギーセキュリティーについては事務局から回答してもらおう。

事務局（危機管理監）

非常に重要であることは認識している。先ほど話に出た危機管理センターの整備については、基礎調査を行っている段階であるため、その中でバックアップ体制についても合わせて検討させていただきたい。

議長（熊谷市長）

具体的に部会等でも議論し、また他の機会でも意見交換し深堀していきたい。

委員（日本放送協会千葉放送局放送部長（代理））

今回の会議より前に意見を出させてもらい、その意見が反映されていることを確認しました。ライフライン事業の関係においては NHK も検討しているところであり、まだ明確に決定していないが、ライフラインに関しては市民の生活に直結する部分で出していければと考えている。それをいかに早く情報としてテレビ等を使い、提供できればと考えている。

防災会議等の連絡等が、FAX 等で行っているが、紙の削減を考えると情報系に関してはメールで統一した方が良くと県へ進言したところ、防災関係機関のメーリングリストのようなものができた。市でも紙の削減と情報伝達の早さに関して運用の面で工夫してもらいたい。

議長（熊谷市長）

緊急時に個別に FAX で送達確認等を行っている時間はないため、県で既に取り組みされているものを十分参考にしたいと思う。最新情報を置いた場所をはっきりさせておき、庁内はもとより関係機関に対しても最新情報を掲載している場所を周知することも必要になるのではないかと考えている。関係機関との適切な情報共有のあり方については今後も意見を頂きながら、取り組んでいきたい。

議長（熊谷市長）

他に意見がないようなので以上で千葉市防災会議の議事進行を終了させていただきます。今後も不断の見直しが進められるため、適宜、意見を頂ければと思っている。

それでは進行を事務局へ返します。

事務局（危機管理課長補佐）

以上をもちまして千葉市防災会議を終了とします。今後も国や千葉県の動向等を踏まえながら、本市の地域防災計画の見直しをさらに進め、防災対策に取り組んでまいりますので、今後も意見・指導等よろしくお願ひいたします。